

災害に便乗した悪質商法に注意！

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

工事、建築の例では、台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった。という事例があります。

そのような場合は、契約を迫られても、その場で決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。契約後でも、クーリング・オフができる場合があることを確認してください。

「損害保険で屋根の修理ができる」と業者の訪問を受けた。契約したが不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に確認・相談しましょう。

義援金詐欺の事例も報告されています。

市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められたという例があります。公的機関が、個人に対して義援金を求めることはありません。寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や使い道を確認しましょう。

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センターに相談しましょう。